

■勝浦中学校PTA臨時総会

【PTA会則・新旧対照表】

改正案	現行
勝浦中学校PTA会則	勝浦中学校PTA会則
<p>(略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>第5条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1 会長1名 2 副会長3～4名 3 委員長3名 4 会計1名 5 書記1名 6 会計監査2名 7 事務局長1名 8 会長補佐(必要に応じ若干名)</p> <p><u>第6条 本会の役員は、勝浦中学校部活動後援会役員を兼務する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第13条 総会は本会最高の議決機関であり、毎年1回5月末日までに会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に開催することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第19条 評議員会に次の委員会をおく。評議員はこの委員会のいずれか1つに所属し活動するものとする。</p> <p>1 研修委員会 2 <u>安全・厚生委員会</u> 3 <u>広報委員会</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附則 本会則は、令和6年10月25日から施行し、令和7年度の役員任期から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>第5条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1 会長1名 2 副会長3～4名 3 委員長4名 4 会計1名 5 書記1名 6 会計監査2名 7 事務局長1名 8 会長補佐(必要に応じ若干名)</p> <p>第6条 上記の会長、副会長、会計、書記、会計監査、並びに事務局長は部活動後援会の役員を兼務する。</p> <p>(略)</p> <p>第13条 総会は本会最高の議決機関であり、毎年1回5月末日までに会長が召集する。ただし、役員会が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に開催することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第19条 評議員会に次の委員会をおく。評議員はこの委員会のいずれか1つに所属し活動するものとする。</p> <p>1 研修委員会 2 校外活動委員会 3 厚生委員会 4 広報委員会</p> <p>(略)</p>

【部活動後援会会則・新旧対照表】

改正案	現行
勝浦中学校部活動後援会会則	勝浦中学校部活動後援会会則
<p>(略)</p> <p>第5条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1 会長1名 2 副会長3～4名 3 委員長3名 4 会計1名 5 書記1名 6 会計監査2名 7 事務局長1名 8 会長補佐(必要に応じ若干名)</p> <p>(略)</p> <p><u>第13条 本会は顧問をおくことができる。顧問は会長が推薦し、総会において報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附則 本会則は、令和6年10月25日から施行し、令和7年度の役員任期から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第5条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1 会長1名 2 副会長3～4名 3 委員長4名 4 会計1名 5 書記1名 6 会計監査2名 7 事務局長1名 8 会長補佐(必要に応じ若干名)</p> <p>(略)</p> <p>第13条 本会は顧問をおくことができる。顧問は、賛助会員の中から会長が推薦し、総会において報告する。</p>